

番号	設定項目名	制度名	こども													母子家庭等				重度障害者(児)					特定疾患			静岡市	旧制度		
			183	283	383	483	583	683	783	263	363	463	563	763	253	184	384	484	584	185	285	385	485	585	151	251	351	663	199	299	
1	保険番号		83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	84	84	84	84	85	85	85	85	85	86	86	86	83	99	99		
2	法別番号		子負有日	子負無	子負有	子負2	静岡子	御殿場子	伊豆子	森子	子無食有	子負2食無	清水子	子負1食無	浜松子	マル母	浜松母	親負無	親入負無	マル障	磁気マル障	浜松障	障害負無	障入負無	県特疾	橋本従来	難聴従来	3歳健診	母子	障害	
3	短縮制度名		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
4	保険公費種別区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	法別番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
8	公費主保区分		0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 15	0 - 15	0 - 15	6 - 18	6 - 18	0 - 18	0 - 6	0 - 999	0 - 999	0 - 6	0 - 999	0 - 999	0 - 999	20 - 999	0 - 6	0 - 19	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 3	0 - 999	0 - 999		
9	年齢(開始 - 終了)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
10	点数単価		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	
11	レセプト負担金額		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3	3	3	3	
12	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	レセプト記載																														
※	所得情報		1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	3	1	2	1	3	3	1	2	1	1	1	1	2	3	3	3
14	外来負担区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	100	100	0	0	0	20	20	0	0	100	100	100	
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	1回固定額		500	0	500	500	500	500	500	500	0	500	500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額		500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数		2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	500	0	0	500	0	500	0	500	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額		2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	500	0	0	500	0	500	0	500	0	0	0	0	0	
21	1月院外上限額		4	0	0	2	0	4	4	4	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	入院負担区分		1	2	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	3	1	2	2	3	3	1	2	2	1	1	1	2	3	3	
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	100	100	0	0	0	20	20	0	0	100	100	100	
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1日上限額		500	0	500	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限回数		1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	5000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	食事療養費		1	3	1	1	1	3	3	1	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	

(注) こども医療費

「子負有日」（患者負担金の有る市町村に適用。通院は1日500円を上限、入院は1日500円を上限に負担額設定しています）※平成16年12月より「入院時食事療養費標準負担額」は助成対象外となりますので、『3』→「1」への設定変更を行って下さい。

「子負無」（熱海市等、患者負担金を通院、入院にかかわらず一切徴収しない市町村に適用。食事療養費も患者負担無。裾野市も同制度のようです。）

「子負有」（患者負担金の有る市町村に適用。通院は1回500円、入院は1日500円が負担額の上限、浜松市の制度が上限回数がないため上限回数0とし上限を迎えた場合は保険番号283をご利用ください）

「子負2」（島田市等、通院1回500円／月2回の制度の市町村に適用。）

「静岡子」（静岡市等、通院1回500円、入院患者負担無、食事助成無の制度の市町村に適用。静岡市は令和8年7月より中学生以下は保険番号283、高校生以上は保険番号563をご使用ください。）

「御殿場子」（御殿場市等、通院1回500円／月4回、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。御殿場市は令和6年10月より保険番号283をご使用ください。）

「伊豆子」（伊豆市（平成26年4月）等、通院1回500円／月4回、入院1日500円、食事助成有の制度の市町村に適用。）

「森子」（森町（平成26年4月）等、通院1回500円／月4回、入院患者負担無、食事助成無の制度の市町村に適用。）

「子無食有」（南伊豆町等、通院、入院共に患者負担がない市町村に適用。食事療養費の患者負担は有。）

「子負2食無」（裾野市等、通院1回500円／月2回、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。裾野市は令和7年10月より保険番号283をご使用ください。）

「清水子」（清水町等、通院1回500円、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。）

「子負1食無」（御殿場市、通院1回500円／月1回、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。御殿場市は令和6年10月より保険番号283をご使用ください。）

「浜松子」（浜松市の制度。未就学に適用。入院外来共に患者負担無し。ただし、外来で診療時間外の場合は1回500円の患者負担となる為、診療行為時に診療行為コード「099409907」を入力してください。）※令和4年10月より制度開始

なお、適用年齢が市町村によりバラバラです。本設定は最高齢の18歳で設定していますので注意願います。月4回の上限回数は他医療機関もカウントされるようです。4回未満で上限を迎えた場合は、保険番号283をご利用ください。

また、一部特定市町村で、次の特殊なケースがあるため、ご面倒でも保険（公費）の使い分けをお願いします。

(1) 負担無しが基本ですが、高齢幼児のみ「通院－1回500円の負担有り」

(2) 負担有りが基本ですが、乳児のみ「入院－負担無し」

(3) 負担無しが基本ですが、高齢幼児のみ「入院－8日以上入院に付いて1日500円の負担有り」

母子家庭等医療費 「マル母」（自動償還方式です。従って窓口では患者負担額を徴収して下さい。医療機関で国保連合会提出用の明細書を印刷します）

「浜松母」（入院、外来共に500円／月の患者負担。社保国保共にレセプト請求。浜松市の制度。）※平成30年10月より制度開始

「親負無」（浜松市の制度。未就学に適用。外来入院共に患者負担無し。ただし、外来で診療時間外の場合は月上限500円の患者負担となる為、診療行為時に診療行為コード「099409907」を入力してください。レセプト請求。）※令和4年10月より制度開始

「親入負無」（浜松市の制度。親と20歳までの子に適用。外来は500円／月の患者負担、入院は患者負担無し。レセプト請求。）※令和4年10月より制度開始

※「浜松母」「親負無」「親入負無」においてシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－レセプト(3)、レセプト(4)タブの“保険欄の括弧括再掲(下)記載(高齢者)。(70歳未満)”の各3箇所を左右を(1, 1)で設定してください。

重度心身障害者医療費 「マル障」（自動償還方式です。従って窓口では患者負担額を徴収して下さい。医療機関で国保連合会提出用の明細書を印刷します）

「磁気マル障」（障害は患者によっては磁気媒体(CSVファイル)で請求できないようです。磁気媒体で請求する場合はこちらをご使用ください。）

「浜松障」（外来：500円／月、入院：日500円／月5000円の患者負担。社保国保共にレセプト請求。浜松市の制度。）※平成30年10月より制度開始

「障害負無」（浜松市の制度。未就学に適用。入院外来共に患者負担無し。ただし、外来で診療時間外の場合は月上限500円の患者負担となる為、診療行為時に診療行為コード「099409907」を入力してください。レセプト請求。）※令和4年10月より制度開始

「障入負無」（浜松市の制度。20歳未満に適用。外来は500円／月の患者負担、入院は患者負担無し。レセプト請求。）※令和4年10月より制度開始

※「浜松障」「障害負無」「障入負無」においてシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－レセプト(3)、レセプト(4)タブの“保険欄の括弧括再掲(下)記載(高齢者)。(70歳未満)”の各3箇所を左右を(1, 1)で設定してください。

特定疾患医療費 「県特疾」（54難病の静岡県独自の拡大給付です。橋本病・突発性難聴が対象のようです。レセプト請求です。患者登録－所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。）※平成27年1月制度開始、平成30年10月より法別86へ変更

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの“患者登録－所得者情報－月上限額入力”の左側を「2」で設定して下さい。

「橋本従来」（54難病の静岡県独自の拡大給付です。橋本病の方で平成26年12月31日以前に申請済みの方が対象のようです。レセプト請求です。食事療養費は1／2助成です。）※平成27年1月制度開始、平成29年12月で制度終了のようです。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの“患者登録－所得者情報－月上限額入力”の左側を「2」。

負担金計算(2)タブの「食事療養費」付加設定の本人タブ「食事療養費」、「生活療養(食事)」の左側を「2」で設定して下さい。

「難聴従来」（54難病の静岡県独自の拡大給付です。突発性難聴の方で平成26年12月31日以前に申請済みの方が対象のようです。特定疾患と同様の制度のようです。レセプト請求です。）※平成29年12月で制度終了のようです。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの“患者登録－所得者情報－月上限額入力”の左側を「1」で設定して下さい。

静岡市

3歳児健診 「3歳健診」（患者負担無し。3歳児健診を行う場合はこちらをご使用ください。専用の請求書での請求のようです。請求書はカスタマイズをお願いします。）

※ 平成22年10月より「乳幼児1」から「こども」へ制度名、年齢上限変更

※ 平成27年1月より難病の県拡大助成の制度開始